

銚田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

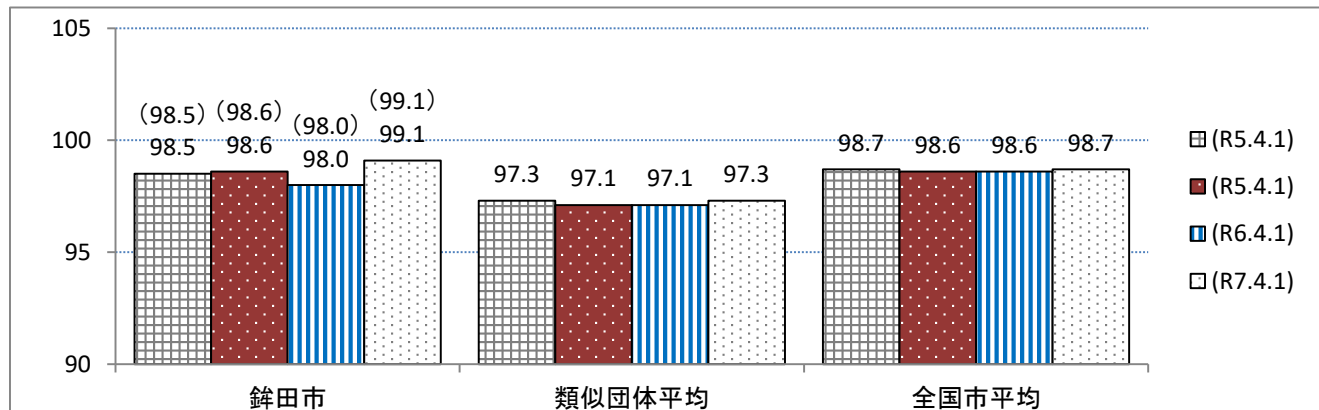
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和5年度の人件費率
6年度	46,537人	25,007,137千円	980,763千円	3,397,151千円	13.6%	12.8%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数(A)	給与費				(参考)	(参考)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	一人当たり 給与費(B/A)	類似団体平均一人 当たり給与費
6年度	327人	1,304,086千円	203,303千円	494,522千円	2,001,911千円	6,122千円	6,053千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

- ①給料表の見直し
実施 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない)

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準4%に対し、鉾田市においても4%を支給。			
(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。			
(参考)			
区 分	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0 %	2 %	4 %
鉾田市の支給割合	0 %	2 %	4 %

③その他の見直し内容

扶養手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鉾田市	39.1歳	317,600円	384,135円	344,966円
茨城県	41.5歳	330,542円	416,875円	377,411円
国	41.9歳	332,237円	-	414,480円
類似団体	42.0歳	323,923円	381,012円	351,223円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	(A/B)
鉾田市	56.0歳	4人	333,900円	356,650円	346,300円	-	-	-	-
うち清掃職員	56.3歳	3人	324,400円	348,767円	336,300円	廃棄物処理業	48.0歳	320,600円	1.09
うちその他職員	*	1人	*	*	*	-	-	-	-
茨城県	58.3歳	117人	305,014円	347,991円	330,606円	-	-	-	-
国	51.3歳	1,703人	294,567円	-	337,907円	-	-	-	-
類似団体	51.2歳	9人	307,067円	333,859円	322,753円	-	-	-	-

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C/D)
銚田市	-	-	-
うち清掃職員	6,006,600円	4,457,900円	1.35
うちその他職員	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4年から令和6年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合、当該箇所は「アスタリスク(*)」表記。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
銚田市	43.5歳	331,200円	372,433円
茨城県	41.4歳	360,490円	412,264円
類似団体	41.4歳	315,535円	352,864円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、平均給与月額は比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		銚田市	茨城県	国
一般行政職	大学卒	225,600円	225,600円	220,000円
	高校卒	194,500円	194,500円	188,000円
技能労務職	高校卒	-	192,500円	-
	中学卒	-	-	-
教育職	大学卒	225,600円	252,000円	-
	高校卒	-	208,900円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

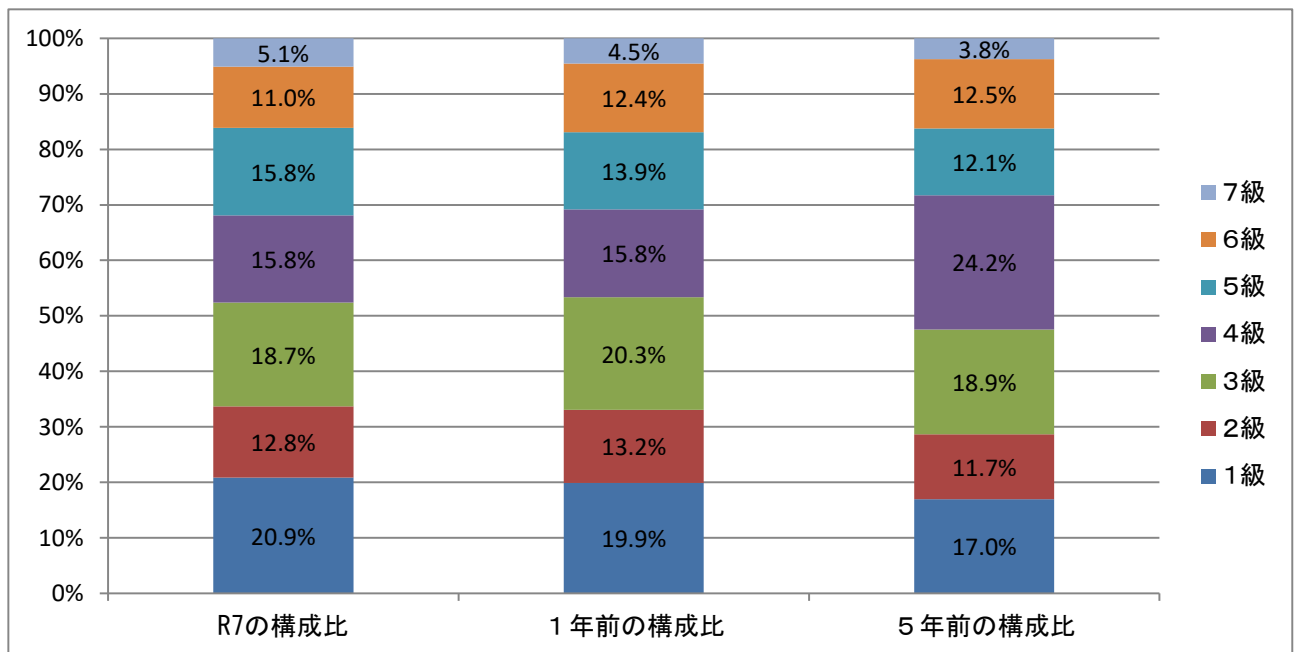
		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	292,000円	367,000円	390,200円	407,500円
	高校卒	258,500円	344,100円	376,200円	394,600円
技能労務職	大学卒	-	-	-	333,900円
	高校卒	-	-	-	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

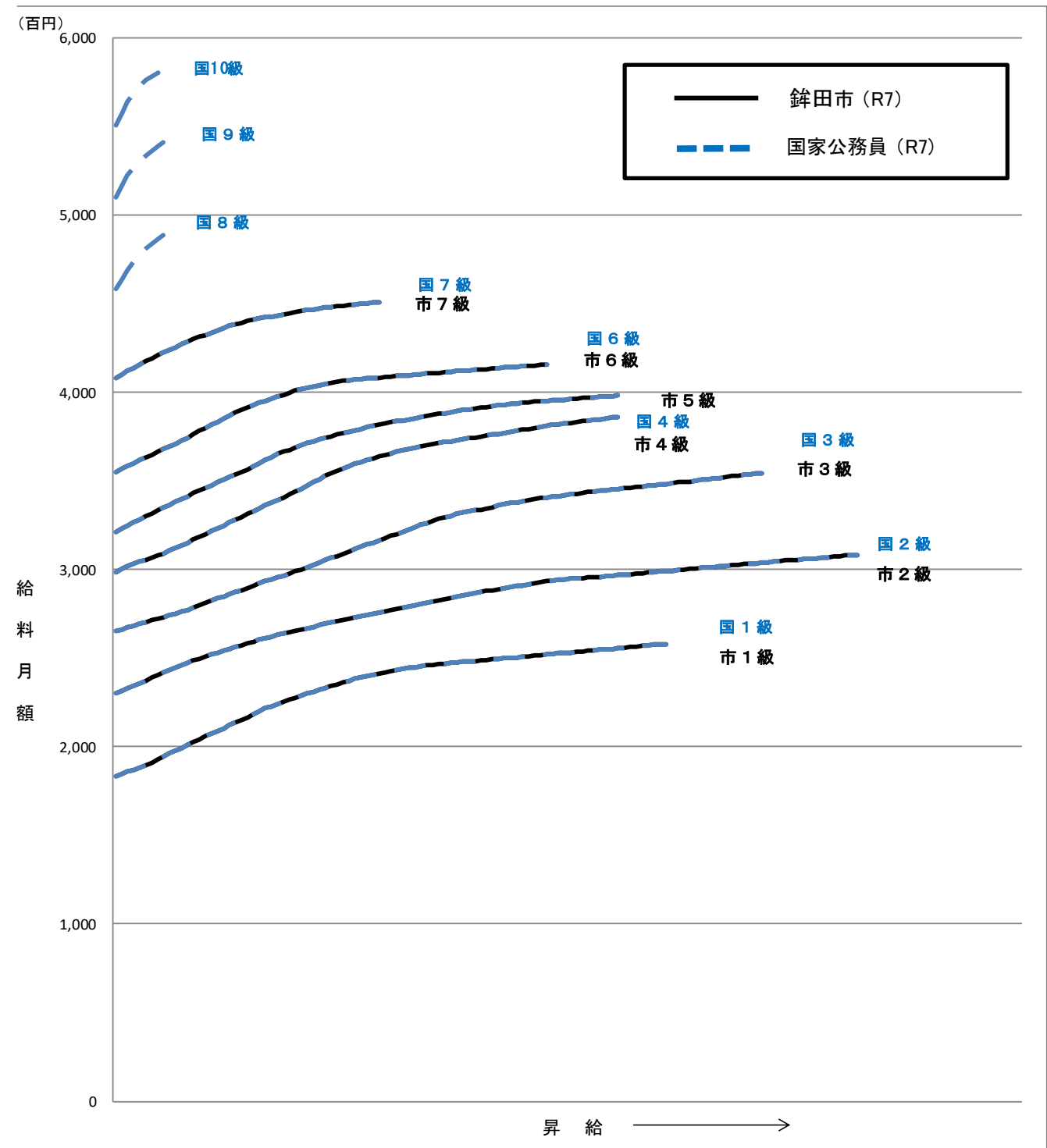
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	1 主事の職務	57人	20.9%	183,500円	258,100円
2級	1 高度の知識又は経験を有する主事の職務	35人	12.8%	230,000円	308,500円
3級	1 係長の職務 2 主幹の職務	51人	18.7%	265,300円	354,700円
4級	1 高度の知識又は経験を有する係長の職務 2 主査の職務	43人	15.7%	298,800円	386,100円
5級	1 課長補佐の職務 2 事務局長補佐の職務 3 センター長補佐の職務 4 課内室長補佐の職務 5 副所長の職務 6 副館長の職務 7 高度の知識又は経験を有する主査の職務	43人	15.8%	321,300円	398,200円
6級	1 課長の職務 2 事務局長の職務 3 センター長の職務 4 副参事の職務 5 課内室長の職務 6 所長の職務 7 館長の職務	30人	11.0%	355,200円	415,700円
7級	1 部長の職務 2 福祉事務所長の職務 3 会計管理者の職務 4 参事の職務	14人	5.1%	408,300円	450,900円

(注) 1 銚田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（銚田市）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
① 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				○
	標準の区分のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

銚田市	茨城県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,513千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,910千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（銚田市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
① 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

銚田市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2～20%加算			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人当たり平均支給 4,477 千円			20,270 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			0円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
銚田市	2%	423人	2%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			363千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			17,286円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)			6.4%		
手当の種類(手当数)			5		
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価	
防疫作業手当	・感染症の防疫作業 ・伝染病菌を有する家畜に対する防疫作業	左記作業に従事した職員	0千円	日額	1,000円
行旅死病人取扱手当	・行旅病人、死亡人及び変死人の処理作業	左記作業に従事した職員	0千円	1回	1,000円
動物死骸処理作業手当	・動物死骸の処理作業	左記作業に従事した職員	109千円	日額	1,000円
福祉業務手当	・生活保護に係る業務	左記業務に従事するケースワーカー及び査察指導員	252千円	月額	3,000円
特殊業務手当	・著しく危険、不快、不健康、又は困難な業務	左記業務に従事した職員	0千円	1回	1,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	92,273 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	328 千円
支給実績(令和5年度決算)	91,463 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	329 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者 3,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・子 11,500円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同	-	31,746千円	208,855円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 ※家賃の額に応じ28,000円を限度に支給	同	-	15,793千円	232,250円

通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員 [交通機関を利用する場合] 運賃等相当額55,000円以下については運賃等相当額を支給	同	-	37,631千円	99,029円
	[自動車等を利用の場合] 通勤距離の区分に応じ49,900円を限度に支給 ※2,500円～49,900円/月	異	支給区分及び距離区分の相違		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・部長級 62,000円 ・参事級 58,200円 ・課長級 49,900円 ・副参事級 41,500円 ・副参事級(再任用) 24,900円	異	職名に応じた基準により定額支給	27,388千円	595,391円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日(代休を指定されたときは休日に代わる代休日)における正規の勤務時間中に勤務した職員 ・1時間当たりの給与額×135/100	同	-	千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務した職員 ・1時間当たりの給与額×25/100	同	-	千円	円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員 ・4,400円/回	同	-	1,060千円	4,400円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した管理職員若しくは災害対応等により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間に勤務した管理職員 [週休日又は休日に勤務した場合] ・部長級、参事級 8,000円 ・課長級、副参事級 6,000円 ※6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額 [週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合] ・部長級、参事級 4,000円 ・課長級、副参事級 3,000円	異	職名に応じた基準により定額支給	681千円	25,222円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	745,000円	(参考) 類似団体における最高 / 最低額 936,000円 / 637,000円
	副市長	571,000円	775,000円 / 571,000円
報酬	議長	370,000円	505,000円 / 328,000円
	副議長	340,000円	450,000円 / 285,000円
	議員	330,000円	420,000円 / 270,000円
期末手当	市長	(令和6年度支給割合) 3.45月分	
	副市長		
	議長	(令和6年度支給割合) 3.45月分	
	副議長 議員		
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職年数×550/100	(1期の手当額) 16,390,000円
	副市長	給料月額×在職年数×310/100	7,080,400円
	備考		(支給時期) 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

6 職員数の状況

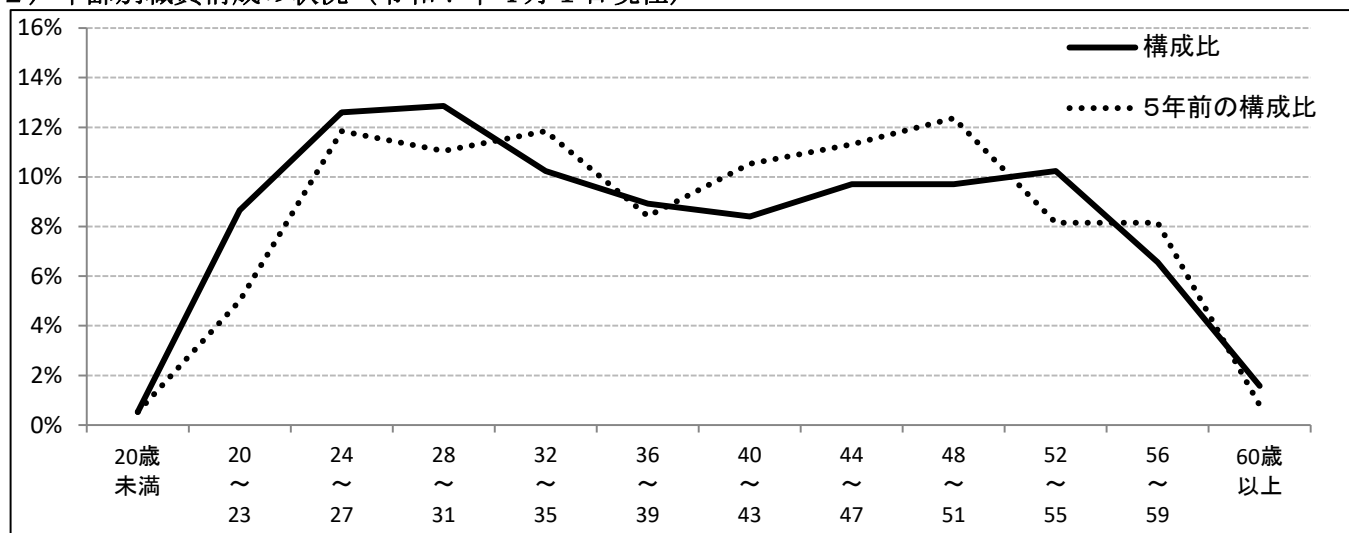
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
部門		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議会	5	4	-1	配属職員の暫定再任用短時間化
	総務	83	88	5	新庁舎建設及び公共施設集約
	税務	30	29	-1	滞納整理の進展に伴う徴収担当他職員の減
	労働	0	0	0	
	農林水産	19	19	0	
	商工	10	10	0	
	土木	21	21	0	
	民生	75	77	2	障がい者相談支援センターの設置
	衛生	34	34	0	
	計	277	282	5	<参考>人口1万当たり職員数60.59人 (類似団体の人口1万当たりの職員数79.56人)
	教育部門	50	51	1	文化財保護担当者（係長）の専任化
	消防部門	0	0	0	
	小計	327	333	6	<参考>人口1万当たり職員数71.55人 (類似団体の人口1万当たりの職員数103.54人)
会計部門 公営企業等	水道	7	7	0	
	下水道	11	10	-1	業務体制見直しに伴う人員減
	その他	31	31	0	
	小計	49	48	-1	
合計		376 [522]	381 [522]	5 [0]	<参考>人口1万当たり職員81.87人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	33人	48人	49人	39人	34人	32人	37人	37人	39人	25人	6人	381人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	R2	R3	R4	R5	R6	R7	過去5年間の 増減数(率)	
一般行政	276人	289人	283人	277人	277人	282人	6人	(2.17%)
教育	53人	52人	49人	49人	50人	51人	△2人	(△3.77%)
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	(0.00%)
普通会計計	329人	341人	332人	326人	327人	333人	4人	(1.22%)
公営企業等会計計	51人	51人	51人	51人	49人	48人	△3人	(△5.88%)
総合計	380人	392人	383人	377人	376人	381人	1人	(0.26%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和5年度の総費用に占める 職員給与費比率
6年度	1,100,727千円	142千円	14,725千円	1.3%	1.2%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費41,500千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
6年度	7人	30,515千円	2,269千円	11,804千円	44,588千円	6,370千円	6,316千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び
定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
銚田市(水道事業)	39.3歳	363,274円	530,810円
市町村平均(水道事業)	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

銚田市(水道事業)				銚田市(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(令和6年度)				1人当たり平均支給額(令和6年度)			
1,686千円				1,513千円			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分		2.10 月分		2.50 月分		2.10 月分	
(1.400) 月分		(1.000) 月分		(1.400) 月分		(1.000) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%			

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

普通会計に同じ

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

普通会計に同じ

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)			0円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			0.0%		
手当の種類（手当数）			5		
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価	
防疫作業手当	・感染症防疫作業 ・伝染病菌を有する家畜に対する防疫作業	左記作業に従事した職員	0千円	日額	1,000円
行旅死病人取扱手当	・行旅病人、死亡人及び変死人の処理作業	左記作業に従事した職員	0千円	1回	1,000円
動物死骸処理作業手当	・動物死骸の処理作業	左記作業に従事した職員	0千円	日額	1,000円
福祉業務手当	・生活保護に係る業務	左記業務に従事するケースワーカー及び査察指導員	0千円	月額	3,000円
特殊業務手当	・著しく危険、不快、不健康、又は困難な業務	左記作業に従事した職員	0千円	1回	1,000円 以内

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	276 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	39 千円
支給実績(令和5年度決算)	546 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	61 千円

（注）1 時間外手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者 3,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・子 11,500円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同		858千円	214,500円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 ※家賃の額に応じ28,000円を限度に支給	同		245千円	245,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員 [交通機関を利用する場合] 運賃等相当額55,000円以下については運賃等相当額を支給	同		2,194千円	313,429円
	[自動車等を利用の場合] 通勤距離の区分に応じ49,900円を限度に支給 ※2,500円～49,900円/月	異	支給区分及び距離区分の相違		

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・ 部長級 62,000円 ・ 参事級 58,200円 ・ 課長級 49,900円 ・ 副参事級 41,500円 ・ 副参事級(再任用) 24,900円	同		599千円	598,800円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日(代休を指定されたときは休日に代わる代休日)における正規の勤務時間中に勤務した職員 ・ 1時間当たりの給与額×135/100	同		0千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務した職員 ・ 1時間当たりの給与額×25/100	同		0千円	円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員 ・ 4,400円/回	同		4千円	4,400円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した管理職員若しくは災害対応等により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間に勤務した管理職員 [週休日又は休日に勤務した場合] ・ 部長級、参事級 8,000円 ・ 課長級、副参事級 6,000円 ※ 6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額 [週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合] ・ 部長級、参事級 4,000円 ・ 課長級、副参事級 3,000円	同		0千円	円

(2) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和5年度の総費用に占める 職員給与費比率
6年度	281,234千円	349千円	17,985千円	6.4%	6.3%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費27,007千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
6年度	6人	23,959千円	3,649千円	10,190千円	37,798千円	6,300千円	6,187千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び
定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鉾田市(下水道事業)	36.0歳	332,764円	524,972円
市町村平均(下水道事業)	44.6歳	342,377円	516,175円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鉾田市(下水道事業)		鉾田市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,698千円		1,513千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.400) 月分	(1.000) 月分	(1.400) 月分	(1.000) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

普通会計に同じ

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

普通会計に同じ

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)			千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			0.0%		
手当の種類（手当数）			5		
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する 支給単価	
防疫作業手当	・感染症防疫作業 ・伝染病菌を有する家畜に対する防疫作業	左記作業に従事した職員	0千円	日額	1,000円
行旅死病人取扱手当	・行旅病人、死亡人及び変死人の処理作業	左記作業に従事した職員	0千円	1回	1,000円
動物死骸処理作業手当	・動物死骸の処理作業	左記作業に従事した職員	0千円	日額	1,000円
福祉業務手当	・生活保護に係る業務	左記業務に従事するケースワーカー及び査察指導員	0千円	月額	3,000円
特殊業務手当	・著しく危険、不快、不健康、又は困難な業務	左記作業に従事した職員	0千円	1回	1,000円 以内

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	1,237 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	206 千円
支給実績(令和5年度決算)	1,000 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	143 千円

（注）1 時間外手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者 3,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・子 11,500円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同		399千円	199,500円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 ※家賃の額に応じ28,000円を限度に支給	同		672千円	224,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員 [交通機関を利用する場合] 運賃等相当額55,000円以下については運賃等相当額を支給 [自動車等を利用の場合] 通勤距離の区分に応じ49,900円を限度に支給 ※2,500円～49,900円/月	同		1,141千円	190,167円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・ 部長級 62,000円 ・ 参事級 58,200円 ・ 課長級 49,900円 ・ 副参事級 41,500円 ・ 副参事級(再任用) 24,900円	同		599千円	598,800円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日(代休を指定されたときは休日に代わる代休日)における正規の勤務時間中に勤務した職員 ・ 1時間当たりの給与額×135/100	同		0千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務した職員 ・ 1時間当たりの給与額×25/100	同		0千円	円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員 ・ 4,400円/回	同		4千円	4,400円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した管理職員若しくは災害対応等により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間に勤務した管理職員 [週休日又は休日に勤務した場合] ・ 部長級、参事級 8,000円 ・ 課長級、副参事級 6,000円 ※ 6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額 [週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合] ・ 部長級、参事級 4,000円 ・ 課長級、副参事級 3,000円	同		0千円	円